

広域道路基礎調査業務委託（総交政補）説明書

第1 業務概要

1 業務内容

(1) 業務名

広域道路基礎調査業務委託（総交政補）

(2) 目的

本業務は、関東ブロック「新広域道路交通計画」や「とちぎの道路・交通ビジョン」に、広域道路ネットワークの構想路線として位置づけられている「(仮)つくば・八溝縦貫・白河道路」(以下、「本路線」という。)について、今後の整備方針を検討するための基礎調査を実施することを目的とする。

(3) 業務内容

ア 計画準備

業務にあたり、事前に業務目的を把握し、業務の手順及び遂行に必要な計画を立案するとともに、業務計画書の作成を行う。

イ 上位関連計画の整理

最新の上位関連計画等を踏まえ、本路線の必要性を裏付ける論拠として本路線の整備と国の政策目標との整合性を検討・整理する。

ウ 広域道路網における位置付けの整理

首都圏と東北地方を結ぶ広域的なグリッド状ネットワークの形成において、本路線が果たすべき役割・位置づけを整理する。

エ 本路線沿線地域における広域道路整備の必要性の整理

イ、ウの整理結果および既往調査成果で整理された本路線沿線地域の現状や課題等を踏まえ、広域道路整備の必要性について、人流・物流・防災等の観点から整理する。

オ 説明資料等の作成

国や関係機関との協議、および地域への説明に資する資料を作成する。

カ 報告書の作成

上記業務内容の報告書を作成する。

(4) 特定テーマ

本業務において技術提案を求めるテーマは、以下に示す2つの事項である。

ア 東日本エリアを中心に広域的な道路網の視点において本路線が果たすべき役割や位置づけを整理するための着眼点について

イ 広域道路網の空白域である八溝地域において、本路線が整備されることで得られる沿線地域への整備効果を整理する上での着眼点について

(5) 発注者

栃木県知事 福田 富一

2 履行期間

令和8（2026）年7月上旬～令和9（2027）年3月25日限り

第2 参加表明書の提出者

1 公告日現在において、企業の満たすべき要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく栃木県の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 令和7年度及び令和8年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格（令和7年栃木県告示第109号）に基づく入札参加資格を有すること。
- (3) 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成21年3月26日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) すべての構成員は、栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。

2 配置予定技術者に対する要件

(1) 配置予定技術者の資格

以下の資格を有する者とする。

ア 業務主任技術者：技術士（建設部門（道路））又はRCCM（道路）

イ 照査技術者：技術士（建設部門（道路））又はRCCM（道路）

(2) 配置予定技術者の経験

以下に示される「同種又は類似業務」について、平成28（2016）年度以降に完了した業務において、1件以上の実績を有さなければならない。また、照査技術者として従事した業務は業務経験の対象外とする。

ア 業務主任技術者

同種業務：国の機関が発注した、道路網・路線計画分野における広域道路網に係る基礎調査業務

類似業務：地方公共団体（都道府県）が発注した、道路網・路線計画分野における広域道路網に係る基礎調査業務

(3) 手持ち業務量

令和8（2026）年3月11日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む）

業務主任技術者：全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者

第3 担当部署連絡先等

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号（栃木県庁舎本館14階）

栃木県県土整備部交通政策課道路計画担当

電話 028-623-2409 FAX 028-623-2399 E-mail kotsu@pref.tochigi.lg.jp

第4 受託者特定に係る主な期日

受託者特定に係る主な期日（公告時点における予定）は、別表1のとおりとする。

	<ul style="list-style-type: none"> • 技術提案書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 • 図面、写真等を引用する場合も含め、配置予定技術者 1 名につき A 4 版 1 枚に記載する。
--	---

4 参加表明書の失格等

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は失格とすることがあるので留意すること。又、参加表明書の記載内容に相違等がある場合は、その項目を無効とすることがあるので留意すること。

第 6 参加表明書の提出方法、提出期限及び提出先

- 1 提出方法：添付資料と合わせて持参、郵送等（書留郵便等により提出期限までに必着すること。）、ファクシミリ又は電子メール（着信を確認すること。）すること。持参、郵送等の場合は、併せて電子データ 1 式を電子メール等により送付すること。
なお、持参による提出は、栃木県の休日に関する条例（平成元年栃木県条例第 2 号）第 2 条に規定する県の休日（以下、「休日」という。）を除く毎日の午前 9 時から午後 4 時まで（ただし正午から午後 1 時までを除く。）に行うこと。
- 2 提出期限：令和 8（2026）年 4 月 9 日（木） 午後 4 時
- 3 提出先：第 3 の提出先とする。

第 7 業務委託説明書の内容についての質問の受付及び回答

1 質問の受付

業務委託説明書に関する質問は、書面（様式任意）により行うものとし、持参、郵送等（書留郵便等により提出期限までに必着すること。）、ファクシミリ又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれかの方法とする。なお、文書には回答を受ける担当者の所属、氏名、電話及び電子メールアドレスを併記するものとする。

(1) 受付場所：第 3 の提出先とする。

(2) 受付期間：令和 8（2026）年 3 月 11 日（水）から令和 8（2026）年 3 月 23 日（月）まで

なお、持参による提出は、休日を除く毎日の午前 9 時から午後 4 時まで（ただし正午から午後 1 時までを除く。）とする。

• 電子メールの場合、ファイル総量を 8 MB 以内とすること。

• プリントアウト時に A 4 判になるように設定しておくこと。

2 質問の回答

質問に対する回答は、質問を受理した日の翌日から起算して 7 日以内に質問者に対して電子メールにより行うほか、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧方法：第 3 の提出先での閲覧及び県ホームページへの掲載により行う。

(2) 閲覧期間：回答の翌日から技術提案書の提出期限の前日までとする。

なお、第 3 の提出先での閲覧は、休日を除く毎日の午前 9 時から午後 4 時まで（ただし正午から午後 1 時までを除く。）とする。

第 8 技術提案書の提出者

- 1 技術提案書の提出者の選定
参加表明書を提出した者の中から、技術提案書を提出することができる者として 5 者を選定する。
- 2 評価項目等
技術提案書の提出者の選定に係る評価項目、配点等は、別表 2 のとおりとする。
- 3 技術提案書の無効
提出書類について、記載内容に相違等がある場合はその項目を無効とすることがある。

第 9 選定及び非選定に関する事項

- 1 選定通知
技術提案書の提出者として選定された者（以下、「選定者」という。）には、選定された旨を、書面（選定通知書）により通知する。
- 2 非選定通知
技術提案書の提出者として選定されなかった者（以下、「非選定者」という。）には、選定されなかった旨を、書面（非選定通知書）により通知する。
- 3 非選定理由に対する説明請求
非選定者は、通知日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に、書面（様式任意）により非選定理由について説明を求めることができる。
- 4 回答
上記 3 の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 7 日以内に書面により行う。
- 5 非選定理由の説明請求の提出場所及び提出方法
 - (1) 提出場所：第 3 の提出先とする。
 - (2) 提出方法：持参又は郵送等（書留郵便等により期限までに必着）すること。
なお、持参による提出は、休日を除く毎日の午前 9 時から午後 4 時まで（ただし正午から午後 1 時までを除く。）とする。

第 10 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

- 1 技術提案書作成上の基本事項
プロポーザルは、調査、検討、および設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本要請書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。
- 2 技術提案書の作成方法
技術提案書の様式は、様式第 5 号、様式第 7 号～様式第 12 号により作成することとする。なお、文字サイズは 10 ポイント以上とする。
- 3 技術提案書の内容に関する留意事項

記 載 事 項	内 容 に 関 する 留 意 事 項
予定技術者の経歴等	・ 第 5.3 の留意事項と同じ
予定技術者の過去 10 年間の同種又は類似業務の実績	第 5.3 の留意事項と同じ
実施方針・実施フロー・工程表	・ 業務の実施方針、業務フローチャート、工程計画について簡潔に記載する。

	<ul style="list-style-type: none"> 記載様式は様式第 10 号とし、A 4 版 1 枚に記載する。
特定テーマに対する技術提案	<ul style="list-style-type: none"> 本要請書の第 1. 1 業務内容に示した、特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。 記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、本件のために作成した CG や詳細図面等を用いることは認めない。 記載様式は様式第 11 号とし、1 テーマにつき A 4 版 2 枚以内に記載する。
参考見積	<ul style="list-style-type: none"> 本業務に係る参考見積を提出すること。 参考見積は、積算の際の参考のみに用いる。 記載様式は特に定めないが、A 4 版 1 枚に記載する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 提出要請書に対する意見や業務内容に対する代替案等があれば記載する。 記載様式は様式第 12 号とし、A 4 版 1 枚以内に記載する。

4 業務量の目安

本業務の参考業務規模は、12 百万円（税込）程度を想定している。

5 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

6 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別途書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

7 その他

技術提案書と併せて、本業務に係る参考見積書及び積算基礎を記載した内訳書（様式任意）を 1 部提出すること。なお、業務量の目安として提示した業務規模と見積額に著しい乖離がある場合、又は技術提案書に記載された内容に対して見積が不適切な場合は、ヒアリングの対象としない場合や特定しない場合があるので留意すること。

第 11 技術提案書の提出方法、提出期限及び提出先

- 提出方法：持参、郵送等（書留郵便等により提出期限までに必着すること。）、ファクシミリ又は電子メール（着信を確認すること。）により提出すること。持参、郵送等、ファクシミリ等の場合は、併せて電子データ 1 式を電子メール等により送付すること。

なお、持参による提出は、休日を除く毎日の午前 9 時から午後 4 時まで（ただし正午から午後 1 時までを除く）とする。

- 提出期限：令和 8（2026）年 5 月 21 日（木） 午後 4 時

- 提出先：第 3 の提出先とする。

第 12 技術提案書の特定

1 技術提案書の特定

選定者から提出された技術提案書のうち、評価の合計点が最上位であるものを 1 者特定する。

ただし、評価項目において内容が不適切なものなど評価に値しない項目がある場合には、特定しな

別紙4

いことがある。

2 評価項目等

技術提案書の特定に係る評価項目、配点等は、別表3のとおりとする。

3 ヒアリング

技術提案書の特定に当たり、その提出者にヒアリングを実施することとし、その日時、場所、留意事項等は別途通知する。ヒアリング出席者は、業務主任技術者又は担当技術者を含め3名までとする。

4 特定通知

技術提案書が特定された者（以下、「特定者」という。）に対して、書面（特定通知書）により通知する。

5 非特定通知

技術提案書が特定されなかった者（以下、「非特定者」という。）に対しては、特定されなかった旨を、書面（非特定通知書）により通知する。

6 非特定理由に対する説明請求

非特定者は、通知日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面（様式任意）により非特定理由について説明を求めることができる。

7 回答

上記6の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

8 非特定理由の説明書請求の提出場所及び提出方法

(1) 提出場所：第3の提出先とする。

(2) 提出方法：持参又は郵送等（書留郵便等により期限までに必着）すること。

なお、持参による提出は、休日を除く毎日の午前9時から午後4時まで（ただし正午から午後1時までを除く。）とする。

第13 契約書作成の要否

特定者は、「栃木県業務委託契約書」により、契約書の作成を要する。

第14 その他

1 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者及び非選定者は、技術提案書を提出できない。

2 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

3 参加表明書及び技術提案書は公表しない。

4 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、当該者に対し本県発注の他の業務に対する指名停止処分を行うことがある。

5 本件業務を受注した建設コンサルタント（再委託先である協力事務所を含む。以下同じ。）及び本業務を受注した建設コンサルタントと資本又は人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。

6 参加表明書及び技術提案書は返却しないものとする。また、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外の目的で提出者に無断で使用しない。

7 参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により配置予定者の変更を行う場合には、同等以上の経験及び能力を有する者であるとの発注者の了解を得たときは、この限りではない。

別紙 4

- 8 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- 9 参加表明書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退しようとするときは、プロポーザル参加辞退届（様式第 14 号）を 1 部、第 3 の提出先へ持参又は郵送等により提出しなければならない。なお、持参による提出は、休日を除く毎日の午前 9 時から午後 4 時まで（ただし正午から午後 1 時までを除く。）とする。
- 10 特定者の辞退があった場合は、非特定者より新たな特定者を特定し、書面（特定通知書）をもって、通知する。
- 11 前項により特定した新たな特定者に送付された非特定通知書は、特定通知書の通知をもってその効力を失う。
- 12 公平性、透明性及び客観性を確保するため、審議結果は公表する。

別紙 4

(別表 1)

受託者特定に係る主な期日

内 容	日 程 (予 定)
参加表明書の提出期限	令和 8 (2026) 年 4 月 9 日 (木)
技術提案書提出者選定通知	令和 8 (2026) 年 4 月 17 日 (金)
技術提案書の提出期限	令和 8 (2026) 年 5 月 21 日 (木)
技術提案書のヒアリング・評価	令和 8 (2026) 年 5 月 28 日 (木)
技術提案書特定通知	令和 8 (2026) 年 6 月上旬
契約の締結	令和 8 (2026) 年 7 月上旬

(別表 2)

技術提案書の提出者を選定するための評価項目等

評価項目	評価の着眼点		配点
配置予定技術者の経験及び能力	(1)主任技術者	技術者資格	5
		過去 10 年間の同種又は類似業務の実績の内容	10
		手持ち業務金額及び件数	5
	(2)担当技術者	技術者資格	5
		過去 10 年間の同種又は類似業務の実績の内容	10
		手持ち業務金額及び件数	5
(3)照査技術者	技術者資格	5	
	過去 10 年間の同種又は類似業務の実績の内容	10	
保有技術者数	① 技術士資格（建設部門（道路））を有する技術者数 ② RCCM（道路）を有する技術者数 ①、②の合計人数（延べ人数）で評価する。 ※技術士・RCCMのウエイトはそれぞれ1点とする。 ※同評価者の者が複数存在する場合は、技術士資格の多い順とする。		最下位順位で同評価の者が複数存在し、5者に選定する場合の基準
計			55

技術提案書を特定するための評価項目等

評価項目	評価の着目点				配点	
				判断基準		
配置予定 技術者の 経験及び 能力	業務主任技術者	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。※ ①技術士（建設部門（道路））を有する。 ②RCCM（道路）を有する。 なお、上記以外の場合は特定しない。	5
		専門技術力	業務執行技術力	過去 10 年間の同種又は類似業務の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 なお、業務実績がない場合は特定しない。	10
		専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む）	全ての手持ち業務の契約金額合計が 4 億円以上又は手持ち業務の件数が 10 件以上の場合は特定しない。	5
	担当技術者	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。※ ①技術士（建設部門（道路））を有する。 ②RCCM（道路）を有する。	5
		専門技術力	業務執行技術力	過去 10 年間の同種又は類似業務の実績の内容	下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。	10
		専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む）	全ての手持ち業務の契約金額合計が 4 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満の場合は優位に評価する。	5
	照査技術者	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。※ ①技術士（建設部門（道路））を有する。 ②RCCM（道路）を有する。 なお、上記以外の場合は特定しない。	5
		専門技術力	業務執行技術力	過去 10 年間の同種又は類似業務の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。	10

別紙 4

	ヒアリング	専門技術力	専門技術力の確認	実績として挙げた業務の担当分野に、中心的・主体的に参画したことが伺える場合に優位に評価する。	10	
		取り組み姿勢	業務への取り組み意欲	提案した特定テーマに関する補足説明が明確で、業務に対する質問もあり、取り組み意欲が強く感じられる場合に優位に評価する。	10	
		コミュニケーション力	質問に対する応答性	質問に対する応答が明快、かつ迅速な場合に優位に評価する。	10	
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度			目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	5	
	実施手順			業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	5	
				業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5	
	その他			代替案の提案があり、その内容が具体的かつ有用である場合に優位に評価する。	10	
特定テーマに対する技術提案	全体	特定テーマ間の整合性		特定テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	10	
		特定テーマ1	的確性	特定テーマの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	10	
	必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。			10		
	実現性			提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	10	
				提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	10	
	特定テーマ2	的確性			特定テーマの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	10
					必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。	10
	実現性			提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	10	
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	10			
参考見積	業務コストの妥当性		提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積もりが不適切な場合には特定しない。	数値化しない		

※外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRC CM相当との建設大臣認定（建設経済局建設振興課）を受けている必要がある。